

令和 8 年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第 1 回）議事概要

日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）13 時 10 分～13 時 45 分

場 所 九州農政局第 4 会議室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

概 要

1 委員長（九州農政局長）から以下の発言。

平成 19 年に発生した地方農政局発注の水門工事に係る談合事案及び旧緑資源機構の発注に伴い、当省 O B が関与した官製談合事件を契機として、国民の信頼確保を目的に農林水産省発注者綱紀保持規程が制定されたことを踏まえ、「九州農政局発注者綱紀保持委員会」を設置。

平成 29 年度に東日本大震災の復旧工事に関連し、当省 O B から職員への不適切な働きかけにより、技術提案書の添削や未公表情報の教示といった重大な不祥事案が発生。

約 10 年後に不祥事が起きており、職員の過去事案への認識の希薄化や業務慣行化による意識の緩みが生じたことが原因とも考えられることから、このような「10 年の節目」においてこそ、過去の教訓を風化させることなく、発注者としての責任を再認識し、緊張感を持って綱紀保持の取組を一層強化していく必要がある。

令和 8 年度における綱紀保持対策の具体的方針を審議のうえ管内全体へ周知徹底するとともに、特に新規採用職員及び若年層職員に対しては、正しい知識と高い倫理観を身につけさせることが重要。また、再発防止に向けて各職場における指導の徹底をお願いする。

2 以下の項目について、九州農政局の取組を事務局（総務部総務課監査官）から説明。

- ・令和 7 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について
- ・令和 8 年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

3 出席者からの意見・回答及び確認事項（議事要旨）

（1）議事概要の公表状況

議事概要については、会議終了後に取りまとめの上、当局ホームページに掲載し公表している。

（2）応接方法の対応状況

令和 7 年度対策方針に基づき、本局及び国営事業（務）所並びに県拠点における応接方法について確認を行った。

その結果、出入口における注意喚起の掲示、配布用チラシの設置、複数名による応接対応が適切に実施されており、不適切な事案は認められなかった。

（3）e ラーニングの実施状況

e ラーニングの実施状況については、本省から送付される集計データにより把握し、未実施者に対しては各所属所担当者を通じて受講を促した。

本年度においては、受講状況の管理はもとより督促指示についてより具体的に対応を

行う。

(4) 発注者綱紀マニュアルの周知

発注者綱紀マニュアルについては、毎年、委員会開催後に各所属所担当者を通じて全職員へ周知を行っている。

以 上

令和 8 年度

九州農政局発注者綱紀保持委員会（第 1 回）

会 議 資 料

令和 8 年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第 1 回）

日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月） 1 3 : 1 0 ～

場 所 農政第 4 会議室①②（4 階）

議 事 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

（1）令和 7 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について 資 料 1 . . . 3 頁

（2）令和 8 年度発注者綱紀保持対策方針（案）について 資 料 2 . . . 6 頁

（3）そ の 他

令和 7 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

(1) 研修等の実施状況

令和 7 年度発注者綱紀保持対策方針に基づき、九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者を中心に各種会議等において、発注者綱紀保持に係る研修を実施した。

なお、実施状況は以下のとおり。

開催日・研修等名	受講者	実施内容
R7.4.16 令和7年度 九州農政局情報連絡会議 (係員級) 第1回	九州農政局本局及び国 営事業(務)所勤務の 係員級職員 計50名	・講義(コンプライアンスに関する基礎知識) 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者 綱紀保持対策について」及び「発注者綱紀保 持マニュアル」等から抜粋資料を用いて説明
R7.5.12 令和7年度 管内国営事業(務)所長 会議(第1回)	管内事業(務)所の所 長 計15名	・総務部長から注意喚起
R7.7.16 令和7年度管内 経理事務担当者会議	管内事業(務)所の経 理係長 計82名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱 紀保持対策について」を用いて説明
R7.7.24 令和7年度 管内事業(務)所 次長(事務)及び用地・ 管理担当課長会議	管内事業(務)所の事 務次長及び用地・管理 担当課長 計23名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱 紀保持対策について」を用いて説明
R7.10.7 令和7年度 管内県拠点・事業(務) 所庶務担当課長等会議	管内県拠点総括農政推 進官、管内事業(務) 所庶務課長、局内庶務 主任等 計28名	・総務部長から注意喚起 ・令和7年発注者綱紀保持対策及びR6・7の監査 状況について説明 ・大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者 綱紀保持対策について」
R7.11.4～28 令和7年度農林水産省発 注者綱紀保持対策eラー ニング研修	管内全職員(休職者等 除く) 計1585/1590名 受講率99.7%	・eラーニング 本省主催、全職員を対象とした発注者綱紀保持 対策eラーニング研修
R7.12.22 令和7年度 管内国営事業(務)所長 会議(第2回)	管内事業(務)所の所 長 計14名	・総務部長から注意喚起
R8.1.22 令和7年度 管内庶務等関係事務担当 者会議	管内県拠点及び管内事 業(務)所庶務担当者 、局内総務係長 計72名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者 綱紀保持対策について」を用いて説明
8.2.4 令和7年度 管内国営事業(務)所 工事課長等会議	管内事業(務)所の工 事課長等 計24名	・講義(コンプライアンスに関する基礎知識) 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者 綱紀保持対策について」及び「発注者綱紀保 持マニュアル」等から抜粋資料を用いて説明

R8.2.6 令和7年度九州農政局情報連絡会議（係員級）【第3回】：情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	九州農政局本局及び国営事業（務）所勤務の係員級職員 計54名	・講義、ロールプレイ （農村振興局：講師2名） 大臣官房予算課、公取、内閣府等作成の資料を用いて「発注者綱紀保持」、「官製談合の防止」、「再就職規制等」について説明及びロールプレイ
R8.2.16～3.9 情報遺漏・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	九州農政局本局及び国営事業（務）所勤務のNN職員 計538名	・設計課からeラーニング方式により動画視聴と資料（大臣官房予算課、公取、内閣府等作成の資料から「発注者綱紀保持」、「官製談合の防止」、「再就職規制等」）を用いての周知徹底
R8.2.19 令和7年度管内国営事業（務）所技術専門官等会議	管内事業（務）所の技術専門官、農村振興部専門官等 計37名	・講義（コンプライアンスに関する基礎知識） 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」及び「発注者綱紀保持マニュアル」等から抜粋資料を用いて説明
R8.3.17 令和7年度管内事業（務）所等設計・積算・施工担当者会議	管内事業（務）所等積算担当者、沖縄総合事務局及び農村振興部積算担当者 計143名	・講義 大臣官房予算課研修資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を用いて説明
R8.3.26 令和7年度管内国営事業（務）所長会議（第3回）	管内事業（務）所の所長・農村振興部各課長 計32名	・総務部長から注意喚起
R7.4.1～R8.3.31 退職予定職員に対する退職前研修	退職予定者 計123名	・大臣官房参事官（経理）資料「独占禁止法及び官製談合防止法等の遵守について」を用いて説明（独禁法・入札談合・官製談合防止法・発注者綱紀保持・倫理）

（その他研修関係）

- ・大臣官房予算課主催の発注者綱紀保持対策企画立案実務担当者研修参加（Web開催）
実施年月日：令和7年6月4日、参加者3名

2 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

（1）九州農政局ホームページへの掲載状況

昨年度に引き続き、九州農政局ホームページにおいて、当局における発注者綱紀保持の取組状況について、以下の資料を掲載し、競争参加有資格者をはじめとする関係事業者への周知を行った。

- ① 事業者の皆様へのお知らせ
- ② 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③ 発注者綱紀保持委員会規則
- ④ 九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤ 九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要及び委員会資料の掲載
 - ・令和7年度第1回委員会（R7.5.19開催）
 - ・令和7年度第2回委員会（R7.10.21開催）

(2) 上記以外の取組状況

- ① 本局内の各部主管課及び各所属所において、入札公告への掲載、発注窓口への掲示及びチラシの備え付けを行い、関係事業者に対し、発注者綱紀保持対策に関する周知を実施していることを確認した。
- ② 令和7年度において、第三者からの不当な働き掛けを受けた事案は確認されていない。

3 応接方法について

令和7年度の方針に基づき、各所属所における事業者との対応状況について確認した結果は、以下のとおりである。

① 各監査時における確認状況

管内事業（務）所の会計監査（6か所：八代平野農業水利事業所、沖永良部農業水利事業所、宮崎中部農業水利事業所、筑後川下流右岸農地防災事業所、宇城農地整備事業所、北部九州土地改良調査管理事務所）並びに、行政文書監査及び情報セキュリティ監査（7か所：一ツ瀬川農業水利事業所、南部九州土地改良調査管理事務所、熊本県拠点、土地改良技術事務所、玉名横島海岸保全事業所、大分県拠点、佐賀県拠点）の機会を活用し、現場担当者に対して、事業者との応接状況について意見交換を行った。

② 本局における確認状況

本局内の各部主管課、会計課及び総務課においても、同様に事業者との応接状況について意見交換を実施した。

③ その他の各所属所における確認方法

上記①及び②以外の所属所については、電子メール及び電話により、応接状況を確認した。

その結果、事業者が訪問した際には、総務（内部管理事務）担当者が執務室内へ立ち入らせないよう、適切に対応していることを確認した。また、事業者との打合せは、複数名により、カウンター又は打合せスペースにおいて実施されていることを確認した。

さらに、玄関ホール及び事務室入口において、執務室への出入り制限を示す掲示を行うとともにチラシを備え付けるなど、事業者に対する必要な対策が適切に講じられていることを確認した。

なお、これらの意見交換及び確認結果から、不適切な応接は認められなかった。

令和 8 年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

1 目 的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注事務を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方にに基づき研修及び注意喚起を実施する。

(1) 研修対象者

九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所の職員を対象とする。

(2) 研修内容

- 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図るとともに、本省から提供された資料を活用し内容の充実を図る。
- 2) 当該規程の理解を深めるため、本省が実施する「発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修」については、全職員が受講するよう取り組む。
- 3) 特に下記について、理解を深めるよう普及啓発を図る。
 - ①令和 7 年度発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修の中で正解率の低かった項目(解説の周知)
 - ②不適正事案が起こる原因や対策(事例等)
- 4) 必要に応じて公正取引委員会及び大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。

(3) その他

- 1) 管内の諸会議等を活用し、研修及び注意喚起を実施する。
- 2) 退職予定職員に対する退職前研修を実施する。

3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和 7 年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 九州農政局ホームページへの掲載

当局における発注者綱紀保持への取組について以下の資料を掲載する。

- ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

(2) 上記以外の取組

- ①農林水産省において発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していることを、入札公告への掲載、発注窓口での掲示及びチラシの備え付けにより、関係事業者等へ周知徹底を図る。
- ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

4 応接方法について

九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所について、執務室等の実情を踏まえた事業者との応接方法の実施状況を確認し、必要に応じて改善を図る。また、各監査の機会を利用して、監査担当者が現場担当者と応接環境の改善に向けた意見交換を行う。